

掛川市

# 人とペットとの共生ガイドライン

平成21年3月

掛川市役所環境保全課

## ～ペットと幸せに暮らす優しい街づくりのために～

昨今の少子高齢化、核家族化、ペットブームにより、動物を飼育する家庭が増えています。その一方で、動物飼養の理解不足や不適切な管理により、動物に関する多くの問題は後を絶ちません。

平成17年6月「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、国の示す指針に即して静岡県では、平成20年3月、「静岡県動物愛護管理推進計画」を策定し、人と動物とが共生する社会実現のための第1歩を踏み出しました。

そこで掛川市では、人とペットが快適に共生できる街づくりを進めるため、「人とペットとの共生ガイドライン」を策定しました。

市民皆様が動物愛護に関する意識を持ち、市の施策に御理解いただくと共に、御協力をお願い申し上げます。

平成21年3月

掛川市役所 環境保全課

## I 策定の趣旨

動物は家族の一員であり、人生のパートナーと言える時代となりました。ペットとの生活は日常のストレスが緩和され、心が癒され、良き話し相手となっている人がいることでしょう。しかしその一方で、犬猫の引取り件数が減少することはなく、鳴き声やフンの未処理による隣家とのトラブルは絶えません。これは一部の無責任な飼い主による行動の結末と言えます。

市は、命ある動物の尊厳を守ることと併せて、動物が人の生命、身体、財産を侵害することなく、人と動物とが共生し、かつ互いに快適に共生できる街づくりをめざすため、人とペットとの共生ガイドラインの策定に至りました。

## II 計画の性格

動物の愛護及び管理に関する法律、静岡県動物愛護管理推進計画にもとづき、掛川市版として策定しました。

## III 施策の取組方針

人とペットが快適に共生できる街づくりの実現を目指し、「適正な飼養の推進」「人と動物の安全と健康の確保」「ボランティア団体活動の充実」の3本の施策を進めていきます。

## IV 施策の推進方法

このガイドラインに併せて作成した「人とペットとの共生ガイドブック」を、市民皆様や関係者に配布していきます。広報かけがわ、市のHPでも周知していきます。

### 1 適正な飼養の推進

一時的な飼育感情に惑わされ、無計画な動物飼育による無責任な飼い方が見受けられます。市内の犬猫引取り件数は、ここ数年毎年、300頭以上となっています。終生飼養の周知や不妊・去勢手術の推進、動物の適正飼育方法の周知を進めます。

#### (1) 犬猫の排泄物による生活環境悪化の防止

ア 散歩中の犬の糞の持ち帰りなど飼い主のマナー向上の啓発について、広報紙やホームページなど各種情報媒体を通じて呼びかけていきます。

イ 飼い主のいない猫対策を推進し、猫による糞尿の被害の減少に努めます。

(2) 未登録及び狂犬病注射未実施の犬への対策

ア 行政、獣医師会、ペットショップ等により狂犬病の危険性や犬の登録と狂犬病予防注射の義務、罰則について啓発を行います。

イ 狂犬病予防注射を実施していない飼い主に対する指導を実施します。

(3) 終生飼養の推進

ア 行政、獣医師会、ペットショップ、動物愛護団体、警察署などと連携し、飼い主に対して犬猫の終生飼養を啓発します。

イ 鑑札等の装着を促進し、迷い犬等を元の飼い主になるべく多く返還できるようにします。

ウ ポッチとニャンチの愛の伝言板の活用や動物ボランティアと連携し、新しい飼い主を捜す取り組みを実施します。

エ 不妊・去勢手術の意義についても啓発していきます。

オ 動物愛護の精神を培う場を設け、情操教育にも役立てます。

(静岡県動物愛護管理推進計画では 10 年後、現在の犬猫の殺処分数半減が目標数値となっています。

市に、その目標数値をあてはめました。)

| 指 標      | 現状数値                         | 目標数値                         |
|----------|------------------------------|------------------------------|
| 犬猫の引取り件数 | 平成19年(2007)年度<br><b>325頭</b> | 平成 30(2018)年度<br><b>160頭</b> |

2 人と動物の安全と健康の確保

動物をめぐる多くの苦情や相談が発生しています。適正飼育は人と動物の安全と健康確保の面からも大切なことです。動物愛護教育の推進や、狂犬病予防注射の取り組み強化を進めます。

(1) 飼い主のマナー向上

ア 飼育に問題のある飼い主に対しては、市から適正飼育についての指導を行います。

イ 咬傷事件が発生した場合、飼い主に対して静岡県西部健康福祉センターと共に個人指導を行い、事件の再発防止に努めます。

ウ ペットショップ等の動物取扱業者には、適正な飼育方法の説明を飼い主に説明するよう指導していきま

す。

エ 犬の適正な飼い方指導のため、ボランティア団体による個別訪問指導を引き続き行います。

オ ポスター掲示により、動物遺棄、虐待防止を更に周知します。

カ 災害時の被害を想定した普段からの準備の心がけを周知します。

(静岡県動物愛護管理推進計画では 10 年後、現在の苦情件数の3分の2が目標数値となっています。

その目標数値を市にあてはめました。)

| 指 標     | 現状数値                 | 目標数値                 |
|---------|----------------------|----------------------|
| 苦情・相談件数 | 平成20年(2008)年度<br>55件 | 平成 30(2018)年度<br>36件 |

3 ボランティア団体活動の充実

市内には動物愛護に関する先駆的な活動が、ボランティアによって行われています。

ボランティア活動推進のための環境づくりや情報提供を行います。ネットワーク化も推進し、更なる活動を支援します。

(静岡県動物愛護管理推進計画では 10 年後に5倍増が目標数値となっていますが、市の事情を考慮し、最大限で2倍増と考えました。)

| 指 標                      | 現状数値                   | 目標数値                   |
|--------------------------|------------------------|------------------------|
| ボランティアグループ数<br>(個人活動は除く) | 平成20年(2008)年度<br>3グループ | 平成 30(2018)年度<br>6グループ |

掛川市人とペットとの共生ガイドライン作成者

掛川畜犬愛護会・KCSC 掛川猫サポーター倶楽部・動物ボランティア・掛川市民大学校卒業生・  
静岡県獣医師会小笠支部・静岡県動物保護協会・静岡県西部健康福祉センター・掛川市区長会連合  
会・ペットショップ経営者・動物取扱業者・中小企業診断士の代表者・掛川市役所環境保全課